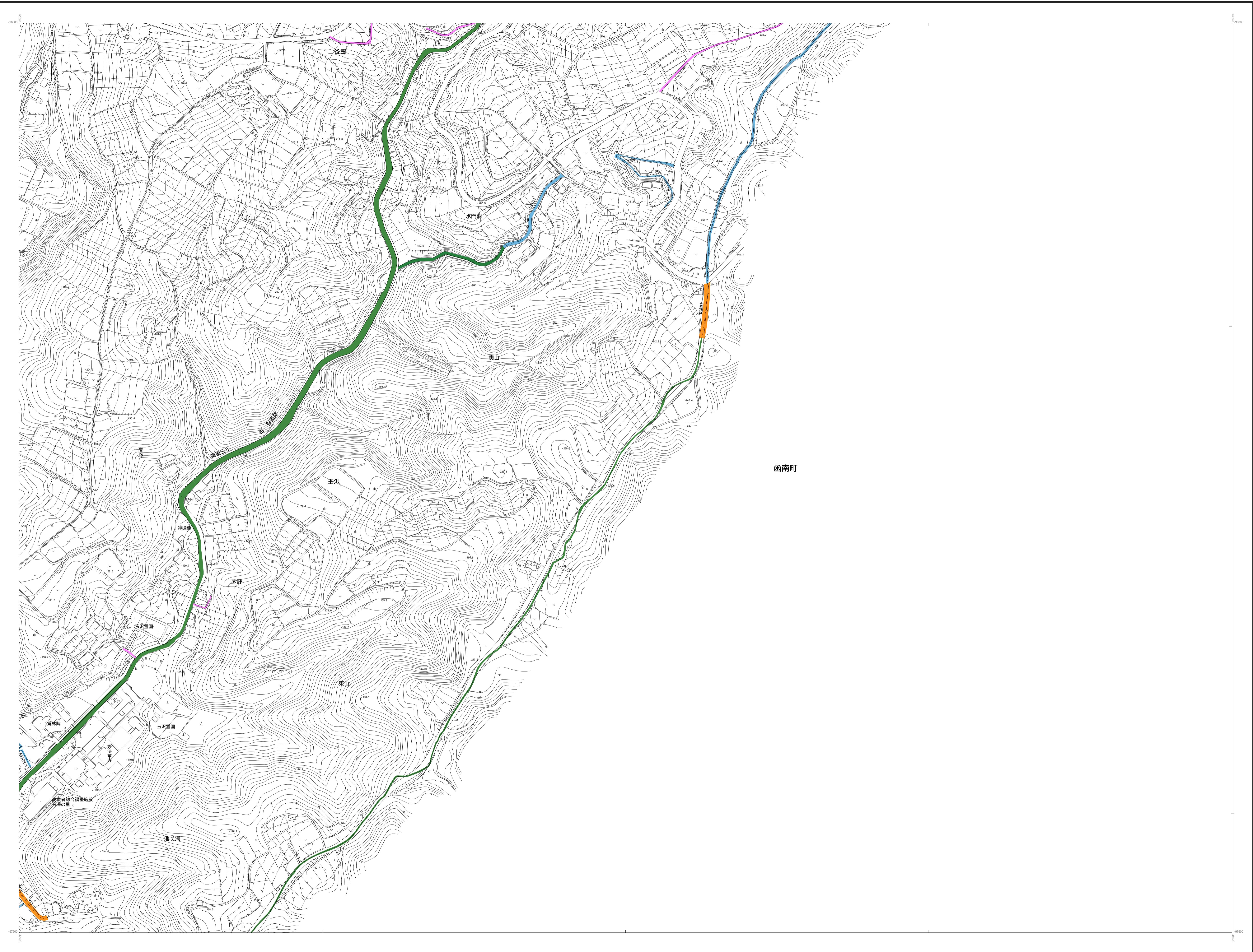


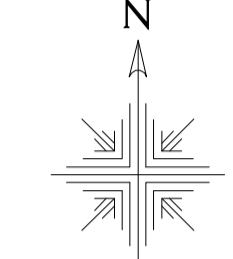
## 三島市指定道路

令和7年3月14日 現在



D-3	D-4	D-5
E-3	E-4	-
F-3	F-4	-

行政区画



## 建築基準法道路種別

表示	種別
<span style="color: green;">■</span>	1項1号
<span style="color: darkgreen;">■</span>	1項2号
<span style="color: lightgreen;">■</span>	1項3号
<span style="color: orange;">■</span>	1項4号
<span style="color: yellow;">■</span>	1項5号
<span style="color: cyan;">■</span>	2項道路
<span style="color: blue;">■</span>	3項道路
<span style="color: lightblue;">■</span>	4項道路
<span style="color: brown;">■</span>	予定道路
<span style="color: red;">■</span>	特定通路
<span style="color: magenta;">■</span>	該当しない

ご利用に際しましては、次の事項についてご同意のうえ、閲覧してください。

1. 本図は、建築基準法の道路種別の大まかな位置を示したもので、現況との誤差を含む場合があります。

また、表示している内容を証明するものではありません。あくまで参考図としてご利用ください。

2. 本図は、建築基準法の道路種別のみを表示したものです。道路の幅員・境界位置・起終点位置などの道路の形状を示すものではありません。

3. 本図は、次の資料として用いることは出来ません。

(1)建築基準法第43条に規定する敷地等と道路との関係を判断するための資料

(2)土地の境界を判断するための資料

(3)不動産取引等の内容を証明するための資料

(4)権利及び義務に関する資料

4. 三島市は、本図の利用により発生した直接又は間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。

5. 本図は隨時更新し、予告なく内容を変更する場合があります。

最新の情報については住宅政策課窓口にてご確認ください。

6. 表示内容と現況に相違がある場合及び表示内容に疑義がある場合には、住宅政策課へお問い合わせください。

7. 本図の著作権は、三島市に帰属します。いかなる形式においても著作権者に無断で本図の全部又は一部を複製し、利用することを禁じます。

8. 利用者のパソコンの環境によって図等が不鮮明になることがあります。また、道路種別を表す色が類似しているものがあり、印刷した際に色を混同するおそれがありますので、必ず画面上で凡例とともにご確認ください。